第六五回

参第三号

女子教育職員育児休暇法(案)

(目的)

第一条 この法律は、育児休暇に関する制度を設けることにより女子教育職員が育児のために退職することを防止し、もつて学校教育に経験のある女子教育職員の確保を図ることを目的とする。

(定義)

- 第二条 この法律において「学校」とは、小学校、中学校、高等学校、盲学校、 養護学校及び幼稚園をいう。
- 2 この法律において「女子教育職員」とは、国立又は公立の学校の女子の校長(園長を含む。) 教諭、養護教諭、講師(常時勤務に服しない者及び臨時免許状を有することによって講師の職にある者を除く。) 実習助手及び寮母をいう。
- 3 この法律において「教育職員」とは、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師 (常時勤務に服する者に限る。) 実習助手及び寮母をいう。

(育児休暇の承認)

第三条 任命権者は、一歳に満たない子を育てる女子教育職員の請求があつたときは、当 該女子教育職員に対し育児休暇を承認しなければならない。

(育児休暇の期間)

- 第四条 育児休暇の期間は、任命権者が定める日に始まり、育児休暇に係る子が一歳に達する日に終わる。
- 2 法令に基づく産後の休業の期間中に当該休業の期間に引き続いて育児休暇の期間が始まることを希望する旨の申出があつたときは、育児休暇の期間が始まる日は、当該休業の期間の満了する日の翌日となるように定めるものとする。

(育児休暇の終了)

- 第五条 次に掲げる場合においては、育児休暇は、終了する。
 - 一 女子教育職員が出産したとき。
 - 二 女子教育職員が休職又は停職の処分を受けたとき。
 - 三 女子教育職員が育児休暇に係る子を育てなくなつたとき。
- 2 女子教育職員から申出があつたときは、任命権者は、その期間の満了前であつても、 育児休暇を終了させることができる。

(育児休暇の効果)

第六条 育児休暇を承認された女子教育職員は、育児休暇の期間中は、その身分を保有するが、職務に従事しない。

(育児休暇の期間中の給与)

第七条 育児休暇の期間中の女子教育職員(国立の学校に勤務する者に限る。)には、俸

- 給、扶養手当、調整手当、住居手当、期末手当及び寒冷地手当を除くほか、他のいかなる給与も支給しない。
- 2 前項の女子教育職員に支給する給与の額は、その受けるべき給与の額のそれぞれ百分の八十とする。
- 3 育児休暇の期間中の女子教育職員(公立の学校に勤務する者に限る。)に支給する給与の種類及び額は、第一項の女子教育職員に支給する給与の種類及び額を基準として定めるものとする。

(不利益取扱いの禁止)

第八条 女子教育職員は、育児休暇によつて勤務しなかつたことを理由として、不当に不利益な取扱いを受けることはない。

(教育職員の配置等)

- 第九条 任命権者は、女子教育職員に対して育児休暇を承認する場合において、当該女子教育職員が勤務する学校の教育職員の職務を補助させるため、当該育児休暇の期間中当該学校に教育職員(正式採用された者又は条件附採用の期間中の者に限る。)を配置しなければならない。
- 2 前項の場合において、正式採用された者又は条件附採用の期間中の者を配置することが困難なときは、任命権者は、当該女子教育職員の育児休暇の期間をその任期として教育職員を臨時的に任用し、その者を配置することができる。
- 3 前項の規定による臨時的任用については、国家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)第六十条第一項から第三項までの規定及び地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十二条第二項から第五項までの規定は適用しない。

(他の法律との関係)

- 第十条 国家公務員等退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二号)第七条第四項の規定 の適用については、育児休暇の期間は、現実に職務をとることを要しない期間でないも のとする。
- 第十一条 国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第百九十一号)第四条の規定の適用 については同条第三項中「四 職員団体の業務にもつばら従事するための許可を受けて 勤務しなかつた日」とあるのは
 - 「 四 職員団体の業務にもつぱら従事するための許可を受けて勤務しなかつた日 五 育児休暇の承認を受けて勤務しなかつた日と読み替えるものとする。
- 第十二条 地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第百二十一号)第二条の適用については、同条第四項中「四 職員団体の業務にもつばら従事するための許可を受けて勤務しなかつた日」とあるのは
 - 「 四 職員団体の業務にもつばら従事するための許可を受けて勤務しなかつた日 五 育児休暇の承認を受けて勤務しなかつた日 」と読み替えるものとする。

- 第十三条 労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第十二条の規定の適用については、 同条第三項中「四 試の使用期間」とあるのは
 - 「 四 試の使用期間

五 育児休暇の期間 」

と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、昭和四十六年九月一日から施行する。

(経過規定)

- 2 当分の間、第二条第二項の規定にかかわらず、「女子教育職員」とは、国立又は公立 の学校の女子の校長(園長を含む。) 教諭、養護教諭、助教諭(普通免許状を有する者 に限る。) 養護助教諭(普通免許状を有する者に限る。) 講師(普通免許状を有する者 で常時勤務に服するものに限る。) 実習助手及び寮母をいう。
 - (公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部改正)
- 3 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(昭和三十三年法律第百十六号)の一部を次のように改正する。

第十七条に次の一号を加える。

- 三 女子教育職員育児休暇法(昭和四十六年法律第 号)第九条第二項の規定により臨時的に任用される者
- (公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の一部改正)
- 4 公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律(昭和三十六年 法律第百八十八号)の一部を次のように改正する。

第二十三条に次の一号を加える。

三 女子教育職員育児休暇法(昭和四十六年法律第 号)第九条第二項の規定により臨時的に任用される者

理由

女子教育職員が育児のために退職することを防止して学校教育に経験のある女子教育職員の確保を図るため、育児休暇に関する制度を設ける必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

この法律施行に要する経費 この法律施行に要する経費は、約十一億五千万円の見込みである。